

## ⑮ 飲酒関連事故防止

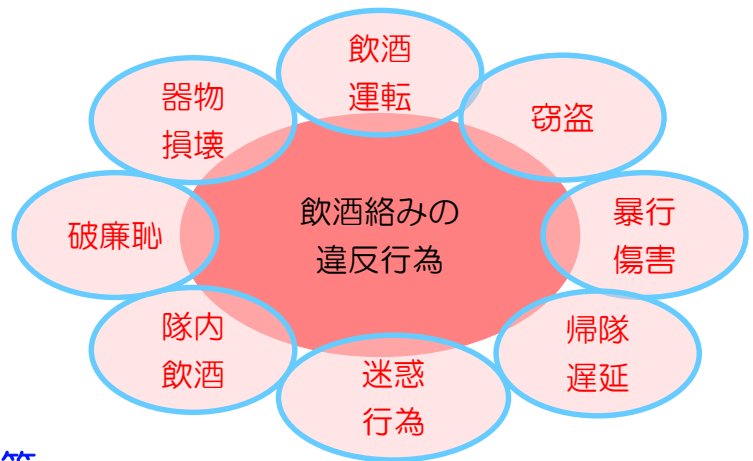
### 1 飲酒関連事故防止の必要性等

#### (1) 飲酒関連事故防止の必要性

飲酒絡みの違反行為の多くは、飲酒運転による人身事故、暴行・傷害等の他人の生命・身体を傷つける行為です。特に飲酒運転という、単に法令に違反するのみならず、事故により生命又は財産の侵害を生じうる行為を、国民の生命と財産を守る立場にある防衛省・自衛隊の職員が行うことは断じてあってはならないことであり、国民の信頼を基盤として存在している防衛省・自衛隊としては、隊員一人一人の非行が防衛省・自衛隊全体に対する国民の信頼を著しく失墜させることにもなりかねないことも踏まえ、飲酒運転の根絶に真剣に取り組まなければなりません。

#### (2) 飲酒の問題点

過度な飲酒は規範意識や判断力を鈍らせ、下図のような様々な違反行為を引き起こすおそれがあるため、注意が必要です。



### 2 飲酒関連事故の発生状況等

#### (1) 全般

飲酒絡みの違反行為は、飲酒運転のみならず暴行・傷害等幅広い範囲で発生しています。飲酒による暴言・暴力やセクハラなどの迷惑行為は「アルコールハラスメント（アルハラ）」と呼ばれており、社会や職場に広がっています。平成20年から平成31年3月末までの自衛隊の不祥事約4200件（報道件数、防衛監察本部の統計）のうち、飲酒絡みの事案は、約12%に当たる約500件に上っています。

## ⑮ 飲酒関連事故防止

(続き)

また、平成29年10月に「規律違反の根絶に向けた防衛大臣指示第2号」が発出され、飲酒運転等に関する懲戒処分が厳罰化された以降減少しつつあるものの、無くなる気配がありません。ここでは、例年、特に発生件数が多い飲酒運転及び暴行・傷害について記述します。

### (2) 飲酒運転

#### ア アルコールの運転技能に及ぼす影響

アルコールは、運転技術や行動に対して極めて低い血中濃度から影響を与え、血中濃度が高くなればその分影響が高くなります。

道路交通法で検挙される濃度（血中濃度0.03%）より低い濃度から障害が発生します。飲酒をしたら、運転技能が低下し、事故につながっていくことをよく認識すべきです。

#### 運転技能に影響を及ぼす血中濃度の基準

運転技能	血中濃度	飲酒量の目安（ビール換算）
多方面への注意力低下	0.02%	350ML1本程度
反応時間遅れ	0.02%	350ML1本程度
ハンドル操作低下	0.03%	500ML1本未満

【「アルコールの運転技能への影響」（厚生労働省）（<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-06-006.html>）を加工して作成】

#### イ 最近、注目された飲酒事故等（自衛隊以外）

平成30年9月、飲酒運転により、死者4名、重傷者3名を出す車両事故が青森県で発生しました。また、11月には航空会社の操縦士が、呼気中のアルコール濃度が基準値を超えたことからイギリスで逮捕されるという事件も発生しました。これを受けて、操縦士、客室乗務員、整備士を含む社員に対して搭乗8時間前からの飲酒禁止及び飲酒検知の義務化が図られる等の規制が強化されました。

#### ウ 自衛隊員が起こした飲酒運転事故の傾向等

##### (ア) 発生件数

自衛隊員による飲酒運転においては、防衛監察本部が統計を作成している平成20年からの10年間では、死亡事故は発生していませんが、人身事故や物損事故を含む飲酒運転に伴う事案は、平成31年3月末で約360件（報道件数、防衛監察本部の統計）発生しています。そのうち、懲戒処分が厳罰化された平成30年1月以降も残念ながら16件（平成31年3月末現在、報道件数、防衛監察本部の統計）発生しています。若年隊員から幹部隊員まで階級に関係なく発生していることを認識しなくてはなりません。

## ⑮ 飲酒関連事故防止

### (イ) 飲酒運転時の隊員の行動

飲酒運転時の隊員の行動で多い傾向にあるのが、飲酒後に仮眠し、運転しているところを警察に摘発されているということです。

飲酒運転を起こした隊員の回答で多いのが、「2～4時間程度仮眠したのでアルコールが抜けて大丈夫だと思った」、「翌朝、早い時間に運転する必要があった。」というものです。

### (ウ) その他の事例

隊内における許可された場合以外の飲酒や自転車の飲酒運転についても注意が必要です。

### エ 過去の違反事例

#### 事例1：飲酒運転（平成30年）

##### 【概要】

隊員Aは、自宅でビール（350ML）1缶とハイボール（350ML）2缶を飲んだあと、ラーメン店に向かうため私有車を運転し、飲酒運転の疑いで検挙されました。隊員Aは、「飲んでから2時間ほど経っていたので、アルコールは抜けていると思った。」と警察に供述しました。

隊員Aは、懲戒処分（停職3か月）となりましたが、その後、依願退職しました。

問題となる事象	該当法令等
酒気帯び運転	道路交通法第65条第1項

#### 事例2：飲酒運転に伴う人身事故（平成30年）

##### 【概要】

隊員Bは、同僚と居酒屋で焼酎及びビールをそれぞれ3杯を飲んだ後、いったん帰宅したが、買物に行く必要があることを思い出し、「意識がはっきりしているから運転しても大丈夫だろう。」と自分に言い聞かせ、私有車を運転し、商業施設の駐車場において、部外者の車両に接触させ、全治1週間の傷害を負わせました。隊員Bは、懲戒処分（免職）となりました。

問題となる事象	該当法令等
○酒気帯び運転 ○過失運転致傷 ○危険運転致傷	道路交通法第65条第1項 自動車運転死傷行為処罰法第5条 自動車運転死傷行為処罰法第2条又は3条

## ⑮ 飲酒関連事故防止

### 事例3：飲酒運転及びほう助（平成30年以前）

#### 【概要】

隊員Cが、飲酒運転したとして懲戒処分（停職20日）となりましたが、同乗していた隊員Dも懲戒処分（停職10日）となりました。

問題となる事象	該当法令等
飲酒運転及び同乗	道路交通法第65条第1項・第4項

### 事例4：自転車の飲酒運転（平成30年以前）

#### 【概要】

隊員Eが、駐屯地内で開かれた歓迎会で飲酒後、帰宅しようとして正門付近まで**自転車**を運転して来たところ、不審に思った別の隊員が呼び止めて飲酒運転が発覚し、懲戒処分（停職2日）となりました。

問題となる事象	該当法令等
飲酒運転	道路交通法第65条第1項

### (3) 暴行・傷害

#### ア 全般

【出典：法務省総合研究所研究部報告43から抜粋して引用】

飲酒時の暴行・傷害は、加害者が酩酊した状態で発生する場合があります。アルコールの薬理効果が規範意識や判断力を弛緩・低下させて犯罪を誘発・促進された結果、発生すると考えられます。

#### イ 自衛隊員の飲酒に絡む暴行・傷害事案

自衛隊員の暴行・傷害事案は平成20年からの10年間で約360件（報道件数、防衛監察本部の統計）、そのうち飲酒が絡む事案としては約70件（約20%）発生しています。同僚・部下に対する事案だけではなく部外者に対する事案も発生しています。

また、若年隊員から幹部隊員まで階級に関係なく発生していることを認識しなければなりません。

#### ウ 過去の違反事例

### 事例1：酒酔い状態での同僚隊員への暴行及び傷害

#### 【概要】

隊員Fは、同僚と飲酒して帰隊した際、同僚が問いかけに反応しなかったことに腹を立て、顔などを拳で殴って軽傷を負わせました。

隊員Fは、懲戒処分（停職9日）となりました。



## ⑮ 飲酒関連事故防止

問題となる事象	該当法令等
同僚に対する傷害行為	刑法第209条（過失傷害）
	自衛隊法第58条（品位を保つ義務違反） 隊員の分限、服務に関する訓令第10条（隊員の遵守事項）

### 事例2：酒酔い状態での部外者に対する暴行及び傷害

#### 【概要】

隊員Gは、泥酔状態でタクシーの運転手の顔などを殴り、全治約8か月のけがを負わせました。隊員Gは、懲戒処分（停職20日）を受けましたが、その後、依願退職しました。

問題となる事象	該当法令等
部外者に対する傷害行為	刑法第209条（過失傷害）
	自衛隊法第58条（品位を保つ義務違反） 隊員の分限、服務に関する訓令第10条（隊員の遵守事項）

### 3 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

#### (1) 飲酒運転の根絶に対する取組

##### ア 飲酒運転に対する認識の保持等

飲酒運転による事故は、自己のみならず、被害者の人生や家族に重大な影響をもたらします。また、飲酒運転そのものが隊員及び防衛省・自衛隊に多大な悪影響を及ぼすということを認識し、飲酒運転を絶対しないという強い思いを持つことが必要です。また、飲酒運転を絶対にさせないためには、隊員の家族や周囲の隊員による制止等の協力を得ることも必要です。

##### イ 飲酒後の仮眠は、逆効果

平成23年の国立病院久里浜アルコール症センター（現国立病院機構久里浜医療センター）及び札幌医科大学の共同研究によると、「仮眠をしている間は、肝臓等の機能が低下し、アルコールの分解速度が遅くなり、酔いをさますための手段として、仮眠は逆効果」という結果が出たようです。実際に、車中での約8時間の仮眠後に、運転して酒気帯び運転で検挙された事案が発生しています。

また、警察庁の統計によると平成28年の飲酒運転死亡事故117件のうち、飲酒後9時間以上後に2件、5～9時間で7件起きています。飲酒後の2～4時間程度の仮眠では、正常な運転はできないという認識を持たなければなりません。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

## ⑮ 飲酒関連事故防止

(続き) また、早い時間に運転する必要があるなら、酒量を控え、早目に就寝するという行動をとる必要があります。

### ウ 平素からのアルコール分解時間の把握

自分が摂取したアルコールを分解するのに、どの程度の時間を要するかを計算できる岡山県精神科医療センター作成の飲酒運転防止ツールであるスナッピーPANDA (preventive apparatus for not driving under the influence of alcohol)等を用いて、隊員が各個に摂取したアルコールを分解するのに必要な時間を把握し、アルコールの分解が完了するまでは運転を止めましょう。



### (2) 飲酒に絡む暴行・傷害の根絶に対する取組

ア 加害者の多くが、泥酔状態で記憶が曖昧な状態で暴行・傷害事故を起こしています。飲酒する際は、気が緩み遵法意識が薄れがちになりますが、記憶を無くすほど飲むことは控えるなど、自衛隊員としての品位を失わない程度の酒量にとどめましょう。

イ 部隊等の宴会時に周りに泥酔状態の隊員がいた場合には、家族への「迎え」の連絡や一緒に帰隊する等放置することがないように、周囲の隊員の協力が必要です。

## 4 まとめ

隊員個人の不法行為の防止及び組織の規律保持という観点だけでなく、国民からの信頼を失わないためにも、防衛省・自衛隊は組織として、飲酒関連事案の防止に努めなければならないのです。

### 参考（企業の取組み）

【出典：（財）労務行政研究所「通勤・業務中の飲酒運転防止に向けた企業の取り組み」から抜粋】

- 警察交通課等から講師を招き定期的に交通安全講習を実施
- 就業規則に「酒気帯び運転は懲戒対象」であることを明確化
- 会社駐車場での点呼、二日酔いチェックを実施

【出典：（財）全日本交通安全協会「飲酒運転根絶宣言」から抜粋】

- 社長自らが社員の家族へ飲酒運転防止を訴える手紙を書き、家族のひと声・目配りが飲酒運転防止につながると訴え、社員の飲酒運転防止の意識を高めることに成功
- 仲間で飲みに行く時には、飲酒せずに家まで仲間を送迎する人（ハンドルキーパー）を指名する制度を取入れ